

福 島 県 教 育 委 員 会 定 例 会 会 議 抄 録

1 開催日時	令和8年5月15日（金）午後1時30分から
2 開催場所	教育委員室（県庁西庁舎5階）
3 出席者	鈴木竜次教育長、1番 平塚康晴委員、2番 吉津健三委員（オンライン出席）、 3番 高橋理里子委員、4番 横田純子委員、5番 午來勝頭委員
4 議事内容及び経過	
(1) 開会	午後1時30分、教育長から5月定例会の開会が告げられた。
(2) 会議録署名委員の指名	教育長から、高橋委員と横田委員が会議録署名委員として指名された。
(3) 会期の決定	教育長から、会期は本日1日としたい旨の発言があり、これについて諮ったところ、全員に異議なく、そのとおり決定された。
(4) 記録係の指名	教育長から、長谷川主事が記録係に指名された。
(5) 政策監提出理由説明	<p>教育長から政策監に対して、提出事件についての説明が求められた。</p> <p>政策監から提出議案等の概要について、次のとおり説明があった。</p> <p>（説明概要）</p> <p>議案第1号については、福島県社会教育委員の任命を行うもの。</p> <p>議案第2号については、福島県立図書館協議会委員の解嘱及び委嘱を行うもの。</p> <p>議案第3号については、福島県立博物館運営協議会委員の解任及び委任を行うもの。</p> <p>議案第4号については、福島県いじめ問題対策委員会委員の委嘱を行うもの。</p> <p>議案第5号については、福島県学校教育審議会を開催するにあたり、同委員の委嘱について諮るもの。</p>

<p>(6) 会議（一部）非公開</p>	<p>議案第6号については、県立学校等の在り方について、学校教育審議会に諮るもの。</p> <p>議案第7号については、懲戒免職処分を受けた元県立高等学校部活動指導員が有する教育職員免許状を教育職員免許法第11条第3項に基づき、取り上げるもの。</p> <p>報告第1号については、令和9年度使用教科用図書採択等に関する答申について報告するもの。</p> <p>報告第2号については、教職員に対する訓告処分等の内容について報告するもの。</p> <p>教育長から、本日の審議事項のうち、議案第1号から議案第7号及び報告第1号から報告第2号について非公開で審議したい旨の発言があり、これについて諮ったところ、全員に異議なくそのとおり決定された。</p> <p>これ以降の審議については、会議の冒頭で決定されたとおり、非公開とされた。</p>
<p>(7) 前回会議録の承認</p>	<p>教育長が、令和8年4月定例会会議録（案）について、その承認の可否を諮ったところ、全員に異議なくこれを承認することに決定された。</p>
<p>(8) 議案審議 議案第1号</p>	<p>福島県社会教育委員の任免について（議案第1号）、社会教育課長から説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p>
<p>議案第2号</p>	<p>福島県立図書館協議会委員の任免について（議案第2号）、社会教育課長から説明があった後、全員に意義なく原案のとおり可決された。</p>
<p>議案第3号</p>	<p>福島県立博物館運営協議会委員の任免について（議案第3号）、社会教育課長から説明があった後、全員に意義なく原案のとおり可決された。</p>
<p>議案第4号</p>	<p>福島県いじめ問題対策委員会委員の委嘱について（議案第4号）、高校教育課長から説明が</p>

議案第5号	<p>あった後、全員に意義なく原案のとおり可決された。</p> <p>福島県学校教育審議会委員の任命について（議案第5号）、教育総務課長から説明があった後、全員に意義なく原案のとおり可決された。</p>
議案第6号	<p>福島県学校教育審議会への諮問について（議案第6号）、教育総務課長から説明があった後、全員に意義なく原案のとおり可決された。</p>
議案第7号	<p>教育職員免許状の取上げについて（議案第7号）、義務教育課長から説明があった後、全員に意義なく原案のとおり可決された。</p>
(9) 報告審議	
報告第1号	<p>令和9年度使用教科用図書採択等に関する答申について（報告第1号）、義務教育課長から説明があった後、全員に異議なく了承された。</p>
報告第2号	<p>訓告処分等について（報告第2号）、職員課長から説明があった後、全員に異議なく了承された。</p>
(10) 次回の日程	<p>次回の定例会について、教育総務課長から令和8年6月19日（金）の午後とし、開始時間については今後調整する案が提案され、全員に異議なく、そのとおり決定された。</p>
(11) 閉会	<p>午後2時4分、教育長から閉会が告げられた。</p>